

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千九百八十五万六千二百五十円、資本準備金の額を三億七千九百八十一万六千六百六十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年四月十六日

掲載頁 二頁

令和八年四月十六日

東京都千代田区神田小川町三丁目二八番地五

株式会社AGRI SMILE

代表取締役 中道 貴也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十七億九千五百七十六万八千三百六十八円、資本準備金の額を十二億一千九百九十四万六千五百円減少することにいたしました。

効力発生日は、令和八年五月二十日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、効力発生日は令和八年三月三十一日から令和八年五月二十日へと変更いたしました。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年四月十六日

神奈川県川崎市川崎区日進町一番地

株式会社さいか屋

代表取締役社長 山野井輝夫

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月一日を基準日と定め、同日二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を四百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましてので公告します。

令和八年四月十六日

東京都三宅島三宅村伊ヶ谷四二八番地

株式会社長谷川ホールディングス

代表取締役 長谷川一也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月十六日

大阪府西區北堀江二丁目二番一七号

株式会社シャルズ

代表取締役 今井 康夫

外国会社の全てに日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である田中美和子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申出下さい。

令和八年四月十六日

神奈川県横浜須賀野市武四丁目四番一〇号

ヒルサイド武II二〇二

EMPIRE ENTERPRISES

日本における代表者 田中美和子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.kaikai-home.com/axes0079/index.html>

令和八年四月十六日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

レジデンシャル5特定目的会社

取締役 ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億円減少し二十七億五千三百三十一万二千円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十八日であり、社員総会の決議は令和八年四月十五日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年四月九日

掲載頁 七十八頁（号外第八十四号）

令和八年四月十六日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一七号

タワーストリート特定目的会社

取締役 本吉 進

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年四月十六日

東京都千代田区岩本町二丁目四番三三

セントラルソフト株式会社

確定給付企業年金清算人 松尾 花江

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年四月十六日

静岡県袋井市大野六九〇九番九号

コニカミノルタケミカル株式会社

規約型確定給付企業年金清算人 安藤 秀人

正 誤

ページ 行 誤 正

令和八年三月三十一日（号外第七十五号）公布

文部科学省令第十五号（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一〇八 改正後欄 同項第四号及び同項第四号

三 第九号 同項第四号及び同項第九号

二 同項第四号及び同項第九号

同項第四号及び同項第九号

同項第四号及び同項第九号

同項第四号及び同項第九号

同項第四号及び同項第九号

同項第四号及び同項第九号

同項第四号及び同項第九号

同項第四号及び同項第九号